

これまで町債の元利償還金を繰上償還するためには、本来支払うべき元利償還金相当額の補償金を支払うことになっていましたが、このたび平成19年度から平成21年度までの特例措置として、行財政改革に相当程度役立つと認められる「財政健全化計画」及び「公営企業経営健全化計画」を策定した地方公共団体を対象に、過去に5%以上の高金利で借りた政府資金等の補償金を免除した繰上償還が認められることとなりました。

壬生町でも、平成19年9月に各健全化計画を策定し、同年12月に計画の承認を受けましたので、金利負担の軽減を図るべく繰上償還や低い利率への借換を行うとともに、各計画を公表いたします。

壬生町における繰上償還額及び金利負担軽減見込額

(単位：千円)

繰上償還年度	会計	繰上償還額	金利軽減見込額
平成19年度	普通会計	6,838	366
	水道事業会計	575,688	40,119
	下水道事業会計	278,860	181,735
小計		861,386	222,220
平成20年度	普通会計	41,477	2,561
	下水道事業会計	662,267	182,677
小計		703,744	185,238
平成21年度	下水道事業会計	769,927	197,825
合計		2,335,057	605,283